

令和7年度 関東農政局国営事業評価委員会(再評価)

技術検討会(第1回)議事録

日 時:令和7年5月20日(火)15:10~16:50

場 所:関東農政局三方原用水二期農業水利事業所 会議室

[技術検討会の議事概要]

※冒頭、技術検討会設置要領の第3の2「委員長は委員の互選により選出」に基づき、筑波大学生命環境系 石井敦教授を委員長に選出。

【議事】

石井委員長) それでは、これより委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元の議事次第に従って進めさせていただきます。次第4の(1)から(3)までを事務局から説明をお願いします。

事務局) (1)の現地調査については、現地で説明をさせていただきましたので、ここにご報告いたします。

(2)の技術検討会に関する情報公開については、委員からの事前了解を得られたことから全3回の技術検討会は傍聴可として進めてまいります。技術検討会資料、評価結果及び検討会議事録については、関東農政局のHPにおいて公開させていただきます。また、最終的な公表資料についても、関東農政局及び農林水産省のHPにおいて公開することで進めてまいります。

(3)の事業評価のスケジュールについては、本日5月20日、第1回技術検討会現地調査、6月25日に第2回技術検討会、7月28日に第3回技術検討会を関東農政局において実施いたします。第3回の技術検討会において、技術検討会の意見を取りまとめさせていただきます。その後、7月下旬に農林水産省本省へ評価結果を報告、8月に評価結果を公表、9月に関係団体へ結果を周知させていただきます。

石井委員長) ただいまの説明に関して、委員の皆様よりご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

各委員) 特になし

石井委員長) それでは技術検討会として公表の取扱い、スケジュールに関して承認とい

たします。次に次第4の(4)「国営三方原用水二期地区の再評価の内容について」の説明をお願いいたします。

近藤 所長) 三方原用水二期農業水利事業所の近藤と申します。当事業の概要を説明させていただきます。

(資料に基づき事業の説明を実施。内容は省略)

石井委員長) ご説明ありがとうございました。それでは質疑応答に移ります。各委員より名簿順にご意見等をご発言いただきます。竹内委員から順によりしくお願いいたします。

竹内委員) 費用対効果の算定結果については特に異論はありませんが、農業経営体が減少傾向にある中、施設を改修しても、この施設を利用し用水が供給される農地が減少してしまっていることについてどのような影響が発生しているかは考えていかなければならないと思います。受益農地の減少や荒廃農地の増加は全国的な課題にもなっていると思いますが、特に本地域のように工業用地の開発圧力に常に晒されている場合は、転用状況を把握した上で、受益農地の減少分が他でどのようにカバーされているか把握する必要があります。

また、費用対効果について、積み上げた結果として評価できますが、税金を投入している以上、農業部門と工業部門のそれぞれにおいて投入費用に相応した効果が生み出されているか、法人税などの収益が上がっているのかを説明していくことが必要と考えています。ただし、本件については効果算定の計算を見直してもらいたいという意図ではありません。

近藤 所長) 本地区は共同事業区間もありますが、今回お示ししている費用対効果については、あくまでも農業部門のみを対象としたもので、工業部門の効果は計上していません。現状は法人税収の増分などを見込んだ効果体系になっていないことをご容赦いただきたい。また、事業着手後 10 年経過し、受益面積が現時点で 136ha 減少していますが、今後担い手農家が減って、転用面積がますます増えていくのではないかと懸念もあります。現状、ハウス栽培は資材高騰などを理由に規模拡大が難しいところですが、浜松市ではばれいしょやたまねぎなどの土地利用型農業も盛んに行われており、今後一層、5ha 以上の経営規模拡大が図られ、高齢農家のリタイア後の農地の受皿になっていくことを期待しております。

竹内委員) 幹線水路から末端ほ場に水を届けるまでは改良区やその他下部組織によ

ってそれぞれ管理されていると思いますが、本日の現地調査で確認させてもらったように受益面積の減少分に応じて施設を減らすなど維持管理コストを減らしていくことも必要であります。

ただし、農業部門だけの効果で説明していくのは難しいと思いますので、食料安全保障などの公益的な効果を見込んだり、本地区のように工業用水との共同区間があるのであれば、工業用水に関する法人税収も考慮すれば、効果として十分採算が取れていることを示すことができると思います。

足立課長) 本事業が実施されなければ、浜松市の工業も成り立たなくなるはずという観点で、工業部門の効果を計上すべきとのご指摘と認識しておりますが、現状、技術的に効果算定が可能な農業部門のみを計上しております。

また、ご指摘のとおり、例えば食料安全保障といったマクロ的な観点での効果を捉えることも必要であります。今回お示ししている費用対効果はあくまでも本地域のミクロ的な効果であり、現状の効果算定ルールに基づき算定していることをご理解いただきたい。

竹内委員) 事業費が当初計画から増えている中、その費用の一部について静岡県、浜松市がそれぞれ負担していると思いますが、工業部門の法人税収を考慮しないと当然、県、市の財政収支も成立していないのではないかと思います。

石井委員長) 共同事業区間の費用対効果算定にあたっては、農業部門で支払っている費用のみを対象に算定しているのですか。

事務局) 農業部門の費用のみを対象に算定しております。

土地改良事業の効果算定においては、農家の視点のみならず、マクロ経済の視点で波及的な効果についても評価すべきとの議論は昔からされており、長年の課題にもなっていますが、現状としては、農家の視点に基づいた効果を主体とした算定手法となっております。

西脇委員) 本日、現地を見させてもらい、本事業が地元の皆さんから必要とされていることを感じました。そこで5点確認させてください。1点目は、P23の開水路の耐震対策について、全ての区間で蓋方式を採用し、腹起し切梁方式を採用している区間は全くないということよろしいでしょうか。2点目は、P25の水路の老朽化対策として水路内にパイプを通すことで、断面が小さくなりますが、これは受益面積の減少分で賄っており、農業用水を供給する上で、問題ないということよろしいでしょうか。3点目は、P21の環境配慮対策のコウモリピット設置について、もともとトンネルが造成される前からこの地域で生息していたコウモリがトンネルが造成されたことでトンネル内へ移り棲むようにな

ったのでしょうか。それとも他に住処があって、トンネルが新たに造成され、より棲みやすいトンネルへ移り棲みコウモリピットを設置することで安定して生息できるようになったのでしょうか。また、コウモリピットは将来的にも存置したままとなるのでしょうか。4点目は、P22の中央管理所の建屋についてCO2排出対策として炭素貯蔵の効果があるとのことですが、環境対策の費用対効果として見込んでおりますでしょうか。5点目は、P28の小学生を対象とした出前講座について、希望があったときに実施しているのか、それとも定期的に実施しているのかどちらでしょうか。また、出前講座を実施した際に小学生から感想などアンケート聞き取りするなど双方向のやりとりを実施しているのでしょうか。

松本課長) 1点目の開水路の耐震対策について、基本的には経済性で有利な蓋構造による対策を行っているところですが、本日、現地調査でご覧いただいた区間のように周辺の地盤が悪く蓋構造では耐震性が確保されない区間は水路内面にコンクリート増し打ち補強する対策も行っております。

沼尾次長) 2点目について、農業用水の通水量が前歴事業時点の約12.4m³/sから現在約4.4m³/sまで減少しており、水路断面に余裕がありますので、矩形の水路内に円形の管を内挿し通水断面が縮小しても農業用水の通水断面としては確保されております。3点目について、コウモリがいつから自生していたかは把握しておりませんが、前歴事業(昭和35～45年)で造成したトンネルにおいて事業計画策定時に調査したところ、モモジロコウモリが自生していることを確認しております。トンネル改修により従前よりも覆工内面が平滑になってしまいますので、改修後もコウモリがトンネル覆工内面天井にとまりやすいよう生息環境を維持するためコウモリピットを設けているものです。また、コウモリピットは今後もずっと存置したままとなります。5点目について、出前講座については浜松市の教育委員会と連携し、小学校の希望を聞きながら実施しております。希望する小学校があれば、事業所から小学校へ出向いて対応しております。また、出前講座終了後は説明内容に対する感想などのアンケートを実施し、その結果について事業所にも共有してもらっております。

事務局) 4点目について、現状、土地改良事業におけるCO2排出対策に関する効果については算定手法の開発ができておらず、費用対効果には見込んでおりません。

堀越委員) P20の営農経費節減効果と維持管理節減効果がマイナスとなっておりますが、どういう意味でしょうか。

足立課長) 営農経費節減効果について本事業で水路を改修しなかった場合、用水が供給されなくなり、ほ場に必要なお農用水は天水頼りになりますが、一方で水路を改修し、機能が維持された場合は用水の管理に要する追加経費が掛かることになり、これがマイナスの効果として表れているという解釈になります。コストは建設費や将来の更新費を積み上げているものです。

また、維持管理費節減効果はほ場ではなく水路を対象としたものであります。効果算定の比較基準となるのは事業を実施しなかった場合に水路の機能がなくなり、用水が供給されなくなった場合を基準としております。要するに管理する施設がある方がない方に比べ、管理費が余計にかかってしまうということになります。

事務局) 堀越委員のご発言は、事業を実施するのに維持管理費としてマイナス効果になるとはどういうことかという指摘と認識しております。

本地区では、既存の用水施設の維持管理費として、年間 195,704 千円の維持管理費が掛かっているところ、本事業の施設改修によって年間 16,209 千円が軽減されることを見込んでいます。施設の維持管理に要する経費ですので、トータルとしてはマイナス効果になってしまうのですが、事業を実施することでそのマイナス効果が減少していくと捉えていただければと思います。本事業によって維持管理費が軽減される分が含まれていることを御承知置きいただきたいと思ひます。

堀越委員) 本地域は本事業の効果もあり、恵まれていると思ひますが、当初計画から事業費が増加している中、埼玉県三郷市で発生した道路陥没事故などにみられるよう全国的な動向として老朽化対策を要する公共施設が増えており、その改修に多くの予算が必要になっていると思ひますが、予算措置的な観点など現状としてはどの程度深刻な事態なのでしょう。また、財政部局と協議する中で、今後必要な予算をきちんと確保できるのでしょうか。

香山部長) ここ最近、資材費が高騰しており、この影響も受け、本日、ご説明させていただく2地区においても当初計画と比べ事業費が増嵩している実態であります。老朽化対策の必要性を議論する上で、よく使う指標として耐用年数を超過した施設が全体の何割くらい占めるのかを示した資料(後日、提示予定)があります。これら耐用年数を超過した施設についてはしっかりと更新整備を実施していかないとなりません。対策には当然、予算が必要となりますが、これについては国土強靱化の5か年計画などに位置付けるなどしっかりと予算が確保できるよう財務省と協議しております。また、昨年度、食料・農業・農村基本法が改正され、これまでの「整備」の概念に新たに「保全」の概念を位置付けたところ。この基本法は理念を示したものであります。これを

現化するため土地改良法についても昨年度末改正し、突発事故対策や事故が起こりそうな予兆がある場合についても早急な対策ができるようにし、その他管理費の拡充などの検討も進めているところです。

堀越委員) P28の小学生の出前講座の講師は誰が担当しているのでしょうか。こういった取組は大切なことと認識しております。

沼尾次長) 昨年度実施した出前講座の講師は、浜松市と事業所との共同で開催しており、市職員と事業所職員が講師となりました。

石井委員長) 前歴事業はもともと開田を想定し、施設が設計され、途中で畑へ転換した経緯もあり、実際に必要とされる施設容量よりも大きく、更に、受益面積が年々減少している中、受益面積に対しても過大な施設になっていると思われがちですが、本日、現地調査させていただき、補強対策に空き断面を使用したり、不要となった施設を閉塞して失くすなど管理費を下げる工夫をされていることは上手に対応していると感じました。

また、費用対効果については、計画策定時点と比較して今回の再評価でどう変更になったのか、国民への説明という観点からも詳細に紹介していただいた方が良くと思います。本地区は畑作の収益効果が大きい地区という理解で良いでしょうか。

事務局) 本地区の効果は、用水によって農作物の収量が増加する分を評価する作物生産効果のシェアが大きくなっています。効果の説明方法については、検討させていただきたいと思います。

石井委員長) P8の関連事業の整備内容はあくまでも支線水路の整備であって末端のほ場に給水させるまでの区間の整備は対象になっていないということで良いでしょうか。幹線水路の整備が終わっても、末端の畑までの水路が整備されず水が行き届いていないというケースが他地区でもよくありますが、この地区は大丈夫でしょうか。

沼尾次長) 末端整備が了していないエリアはありません。

石井委員長) 工業団地が年々拡大しており、非常に開発に恵まれた地域であるため、今後も更に農地が減っていくことが懸念されます。本事業による効果が維持されるよう、浜松市の土地利用構想とのマッチングを如何にしていくかなど今後の方針として言及してもいいのではないかと思います。

沼尾次長) 浜松市の農業産出額は現在は再び6位まで復活してきております。これは、浜松市としても6位を死守していく、更にはもっと上を目指していくといった市長はじめ市幹部の意識の表れと感じております。農業生産額を確保するためには、農地が必要であります。これと都市化に伴う宅地開発とを天秤にかけながら、農業生産性の向上を訴えていくことは非常に意義のあることと認識しており、今後も、静岡県及び浜松市と連携しながら調整していきたいと思っております。

石井委員長) 浜松市が農業生産額を如何にして確保していくのかといった構想やビジョンなどオープンにしてもらえれば、委員としても安心できます。

事務局) 土地利用規制として、農振法上、事業完了後8年間は農用区域からの除外が出来ず、農地転用について制限されるため、一定程度は優良農地が守られることになり、事業効果が確保されると考えています。

石井委員長) 次に次第4の(5)「国営印旛沼二期地区の再評価の内容について」の説明をお願いいたします。

山下所長) 印旛沼二期農業水利事業所の山下と申します。当事業の概要を説明させていただきます。

(資料に基づき事業の説明を実施。内容は省略)

石井委員長) 御説明ありがとうございました。時間の都合上、印旛沼二期地区の資料に対するご意見ご質問は後日、事務局で集約してもらい、回答してもらう方法とさせていただきますが、各委員の皆様、よろしいでしょうか。

各委員) 特になし

後日、追加意見として石井委員長から、印旛沼二期地区については、水稻作付面積の減少や循環かんがい導入効果等にかかる意見があった。

以上。